

# 大和市南林間児童館仕様書

## 1. 施設の概要

- (1) 名称 大和市南林間児童館
- (2) 所在地 大和市南林間七丁目14番24号
- (3) 開館時期 昭和59年4月開館
- (4) 建物概要 敷地面積：700.00㎡  
延床面積：529.95㎡  
構造規模等：鉄筋コンクリート2階建  
(児童館開館時間の対応施設面積：保育室、学習室、実習室の149.61㎡)

## 2. 指定管理者が行う業務

### (1) 管理の基準

- ① 開館時間 火曜日～金曜日と日曜日：午後12時～午後5時30分  
土曜日：午前10時～午後5時30分

ただし、月の初日において、翌月の児童館開館時間内に児童館としての実習室の利用予定がない時間帯がある場合で、次のいずれにも該当すると管理運営委員会が認めた場合に限り、当該時間帯に実習室を大和市コミュニティセンター設置条例に基づく使用に供することができるものとする。

- ・当該時間帯に実習室をコミュニティセンター設置条例に基づく使用に供することが、児童館の設置目的を損なわず、児童館の事業計画の実施を妨げないこと。
- ・当該時間帯に児童館を使用する児童の安全管理、その他施設の管理上支障がないこと。

- ② 休館日 月曜日と12月29日～1月3日

### (2) 業務内容

- ① 児童館の使用の承認に関する業務
  - ・施設の使用申請及び調整
  - ・施設の使用決定通知の交付
- ② 児童の遊びや生活の指導など児童館事業に関する業務
  - ・遊びの指導は、児童への遊びを個別的又は集団的に指導することで自主性、社会性、創造性を伸ばすように努めること。
  - ・生活の指導は、児童の集団生活を健全なものに導き、将来健全な社会生活を営む上に必要な社会的資質の修得を、来館児童等に図るように勤めること。
  - ・児童館として児童館の設置目的に沿った事業を計画及び実施すること。
  - ・子ども会等の地域活動組織との協力連携を図れる事業を実施すること。



策活動拠点として利用する要請があったときは、指定管理者は要請内容の運営支援業務にあたるよう努めなければならない。

(イ) 事故防止と発生時の対応

- ・盗難等事件の被害にあった場合は至急警察へ届けること。また、大和市へ連絡し後日、文書で被害状況、処理経過、対応策を報告すること。
- ・利用者に急病、けが等の事故があった場合、応急処置、消防への通報または病院への動向などの対応をすること。また、応急処置後に大和市に報告すること。

(ウ) その他

- ・大和市内の他の児童館及びコミュニティセンターとの連携を図った運営を行うこと。
- ・公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ・物品販売行為は、禁止すること。
- ・施設の管理運営にあたっては、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- ・指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、市と協議すること。
- ・大和市は、必要と認めたときは、指定管理事務の処理状況の検査や必要な資料等の提出を求めることができる。また、必要がある場合、大和市は指定管理者に対し、指導することができる。
- ・各種規定等がない場合は、大和市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき、業務を実施すること。
- ・別紙児童館総合補償包括保険仕様書のとおり賠償保険に加入すること。